

◎後期高齢者医療制度創設に伴い改正されます

①後期高齢者支援金分の新設

平成19年度まで国民健康保険税は医療分と介護分（40歳以上65歳未満の介護第2号被保険者の分のみ）を合算した額でしたが、平成20年度から新たに後期高齢者支援金分が加わります。

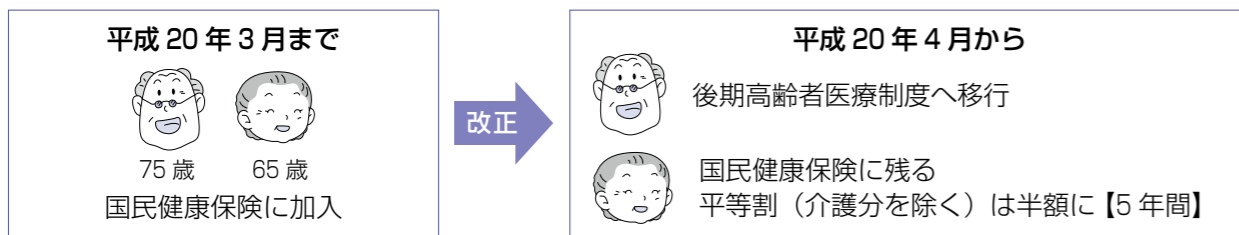
【平成19年度】		【平成20年度】			
	医療分	介護分	医療分	支援金分	介護分
所得割	6.3%	1.0%	3.9%	1.1%	1.0%
資産割	40.0%	7.5%	20.0%	2.4%	7.5%
均等割	28,000円	8,000円	17,000円	5,100円	8,000円
平等割	28,000円	5,000円	17,000円	4,700円	5,000円

②低所得者に対する軽減判定

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する人がいることにより国民健康保険被保険者が減少した場合は、原則5年間、国民健康保険被保険者だった人（移行した人）を加えて軽減判定をします。

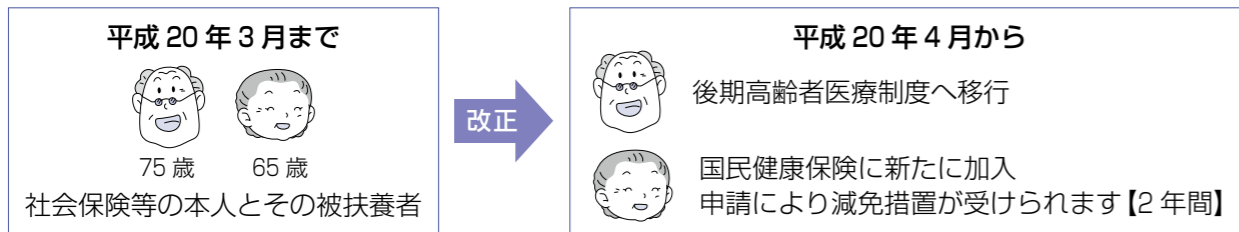
③世帯ごとに賦課される平等割額の軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する人がいることにより単身世帯となる場合は、原則5年間、平等割（介護分を除く）を半額にします。



④被扶養者であった人に対する減免

社会保険等から後期高齢者医療制度に移行する人がいることによりその被扶養者（65歳以上）が国民健康保険被保険者となった場合は、申請により原則2年間、国民健康保険税の一部を減免します。



◎年金控除見直し等に伴う経過措置が終了しました

平成18年度から、地方税法等の改正により65歳以上の方の年金収入から差引く控除額が引き下げられたことに伴い、国民健康保険税の急激な負担増を緩和するために経過措置が講じられていましたが、平成19年度でこの経過措置は終了しました。

◎2割軽減の申請が不要になります

前年中の所得が低かった世帯を対象に、国民健康保険税の一部を減額する制度があります。この軽減制度には7割、5割、2割の3種類があり、このうち2割軽減を受けるためには、今まで申請書の提出が必要でしたが、平成20年度からは不要になり、該当する世帯は7割、5割軽減と同様、自動的に軽減されます。

国民健康保険税改正のお知らせ

皆様の健康を守る大切な財源「国民健康保険税」が、以下のとおり改正されます。ご理解とご協力をお願いします。



◎納期・納付方法が変わります

①納期が年間6回から年間8回に

平成19年度まで年間6回の納期でしたが、平成20年度から年間8回の納期に変更になります。対象は普通徴収（口座振替または納付書による納付）の世帯です。

【平成19年度まで】

年間6回で納付

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○		○		○	○	○		○

改正

【平成20年度から】普通徴収する世帯

7月から翌年2月までの年間8回で納付

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○	○	○	○	○	○	○	○	

②10月から特別徴収（年金天引きによる納付）が開始

世帯主が国民健康保険に加入しており、被保険者全員が65歳以上75歳未満である場合、次の2つの条件を満たす世帯は、世帯主の年金から国民健康保険税を特別徴収（天引き）します。

- 世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
- 世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合

ただし、世帯主が年度内に75歳に到達する場合は、その年度は特別徴収しません。

【平成19年度まで】

年間6回で納付

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○		○		○	○	○		○

改正

【平成20年度から】特別徴収する世帯

平成20年4月～平成21年3月まで ※7・8・9月は普通徴収、10月からは特別徴収

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			○	○	○	●		●		●	

平成21年4月～平成22年3月まで ※普通徴収はなくなり、偶数月のみ特別徴収

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●		●		●		●		●		●	

○…普通徴収 ●…特別徴収